

■ 民法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第24号)

令和3年4月21日成立  
同月28日公布

■ 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律 (令和3年法律第25号)

## 【両法律の概要】

所有者不明土地等の**発生予防**と**利用の円滑化**の両面から総合的に民事基本法制を見直し発生  
予防登記がされるようにするための  
不動産登記制度の見直し

## ① 相続登記の申請義務化

- 相続人申告登記の創設などの負担軽減策・環境整備策をパッケージで併せて導入

P.3

## ② 住所等の変更登記の申請義務化

- 他の公的機関（住基ネット等）から取得した情報に基づき、登記官が職権的に変更登記をする方策を併せて導入

P.4

(①につき)

令和6年4月1日施行

(②につき)

令和8年4月1日施行

(※一部は令和8年2月2日施行)

利用の  
円滑化土地・建物等の利用に  
関する民法の見直し

## ① 財産管理制度の見直し

- 所有者不明・管理不全の土地・建物管理制度等の創設

## ② 共有制度の見直し

- 共有者不明の共有物の利用の円滑化

## ③ 相隣関係規定の見直し

- ライフラインの設備設置権等の規律の整備

## ④ 相続制度の見直し

- 長期間経過後の遺産分割の見直し など

P.6

令和5年4月1日施行

発生  
予防土地を手放すための  
制度の創設

## ○ 相続土地国庫帰属制度の創設

- 相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設

P.5

令和5年4月27日施行

各制度を分かりやすく説明したパンフレットは、こちらから



1